

岩手県監査委員告示第32号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和7年岩手県監査委員告示第15号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年5月9日

岩手県監査委員 五日市 王  
岩手県監査委員 川村 伸 浩  
岩手県監査委員 五味 克 仁  
岩手県監査委員 中野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県立気仙光陵支援学校
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 令和7年1月7日から同月31日まで
  - (2) 本監査実施日 令和7年2月4日
- 3 監査結果の公表の日 令和7年4月8日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
特別支援教育就学奨励費の支給等に当たり、未処理であることを認識しながら、事務処理を怠り、保護者等への支給が遅れるなど、執行管理体制に不適当なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、当該事務事業は直接保護者等の利害に影響するものであるにもかかわらず、正当な理由もなく長期間放置されているものであり、内部統制が十分であるとは認めがたい状況にあるので、事務処理の適正な執行確保のための取組の実施、組織としての実効性のある内部統制の構築等、再発防止に努められたい。	令和6年度には同様の事案が生じていないことを再確認した。 今後は、通年のチェック表を作成・共有し確認を行うとともに、毎月末に打ち合わせを実施し事務処理全般の進捗状況の共有を図り、遅れのある業務を組織的にカバーし合うなど、再発防止に努めることとした。